

令和6年度 第1回 知多市都市計画審議会 会議録

日 時：令和6年11月19日（火）午後1時25分～2時30分

場 所：知多市役所 3階 協議会室

出席者：委員

（市議会委員）中山貴弘、伊藤正明、石濱隼人、林正則

（学識経験者）竹内栄道、平岩資久、石井信男、中村勉、高野政秀

（その他市長が特に必要と認める者）浅岡俊一（代理口野裕之介）、市野恵、蜘蛛衣沙菜

市長 宮島壽男（途中退席）

事務局 細川 賢弘（都市整備部長）

宮下 正史（都市整備部付課長）

（都市計画課）

市川隆人（課長）、早川康裕（統括主任）、諏訪巧樹、中塚誠也

（愛知県知多建設事務所建築課）

谷川努（課長）、千賀敬造（課長補佐）、八木裕佑、牛島健志

欠席者：岡本一美

【事務局（都市計画課長）】

皆様、おはようございます。定刻前でございますが、皆様おそろいですので、ただいまより令和6年度第1回知多市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、都市計画審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、都市計画課長の市川でございます。

審議会の事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以後の進行は、着座にて失礼いたします。

始めに、本日の委員のご出席についてですが、岡本委員につきましては、ご都合により、欠席のご連絡がありましたので、よろしくお願いいたします。

本日の会議の議事録につきましては、後ほど指名させていただく委員の方にご確認、ご署名いただき、ホームページで公表してまいりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

本審議会は、今年度最初の会議であり、4名の委員が新しく就任されましたので、ここで、事前にお配りしております名簿の順に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

(各委員自己紹介)

【事務局（都市計画課長）】

ありがとうございました。それではここで市長より、ごあいさつ申し上げます。

【市長】

皆様、こんにちは。市長の宮島でございます。大変お忙しい中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃から、本市の都市計画行政に格別なるご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、平岩様、高野様、本日は代理で警務課長様ですが、警察署長の浅岡様、蜘蛛様におかれましては、新たに委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様それぞれのお立場からご意見をいただければと存じます。

本市では、朝倉駅前で駐車場の建設、その駐車場の西側で新庁舎の建設を行う予定であり、知多警察署の北側にはホテル誘致事業により、ルートインジャパン株式会社の進出が決定したところであります。引き続き、朝倉インターチェンジ周辺では、道路及び鉄道の広域交通を活かし、にぎわい・交流拠点として魅力的なまちづくりを進めていきます。

さて、本日もご審議いたしますのは、議決案件として、生産緑地地区の変更、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置についての2件となっております。具体的な内容につきましては、後ほど事務局より説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、慎重にご審議賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、今後とも皆様方の貴重なご意見を参考に都市計画行政を進めて参りますので、引き続き格別なるご協力をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課長）】

ありがとうございました。

次に、事務局の担当職員を紹介させていただきます。

(事務局職員自己紹介)

なお、本日は議案の説明のため愛知県知多建設事務所建築課の方々が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に皆様に配布させていただきました資料は、初めに、令和6年度第1回知多市都市計画審議会次第、知多市都市計画審議会委員名簿、右肩番号【1-1】から【1-8】までが、議案第1号「知多都市計画生

産緑地地区の変更（知多市決定）」の資料、右肩番号【2-1】から【2-7】までが、議案第2号「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」の資料、右肩番号【3-1】から【3-5】までが、報告事項「知多市立地適正化計画の変更について」の資料、右肩番号【4-1】が、報告事項「大規模災害時における都市計画審議会の臨時招集について」の資料となっています。

また、議案第1号の縦覧結果を机上に配布させていただきましたのでよろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。不足がございましたら、事務局にお申し出ください。

本会は、委員交代後最初の都市計画審議会であり、現在、会長職は空席となっております。会長が選任されるまでの間、知多市都市計画審議会運営規程第5条により、前任の会長若しくは副会長が議長の職務を行うこととなっておりますので、前会長の竹内栄道委員、審議会の進行をよろしくお願いたします。

竹内栄道委員よろしくお願いたします。

【臨時議長】

それでは、ただいまより令和6年度第1回知多市都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙の中、ご出席をたまわり、誠にありがとうございます。

本日の出席委員は12名でございます。会議開催のための定足数である委員数の過半数に達しており、審議会は成立しております。

それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の議事録に署名していただく委員をご指名させていただきますと思います。議事録署名者には、石濱隼人委員と蜘蛛手衣沙菜委員を指名させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、みなさまのお手元の次第に沿って「2 会長の選出」に入らせていただきます。

現在、会長席が空席となっておりますので、会長選出をお願いするわけでございますが、知多市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、「会長は委員のうちから互選により定める」となっております。

互選方法について、ご提案いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員1】

指名推薦の方法をご提案させていただきます。

【臨時議長】

ただいま指名推薦の方法についてご提案いただきましたが、他にご意見ございませんか。ないようですので、指名推薦の方法でご異議ございませんか。

【委員全員】

異議なし

【臨時議長】

異議はないものと認め、会長選出は指名推薦の方法で決定させていただきます。

それでは会長選出について、どなたか推薦をお願いいたします。

【委員2】

商工会会長の竹内栄道委員を推薦いたします。

【臨時議長】

ただいま私を会長職にご推薦いただきましたが、他に推薦はございませんか。

ないようですので、採決とさせていただきます。

知多市都市計画審議会会長は竹内栄道でよろしければ、拍手にてご承認をお願いいたします。

【委員全員】

(拍手)

【議長】

ただいま委員のみなさまのご推薦により、本審議会の会長に就任いたしました、商工会会長の竹内栄道でございます。本会は、知多市のまちづくりを決定する上で、重要な審議会でありますので、精一杯努めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。以上で、会長就任のあいさつとさせていただきます。

それでは、知多市都市計画審議会条例第5条第2項により、会長が議長となることとなっておりますので、引き続き私が議長を務めさせていただきます。

みなさまのお手元の次第に沿って議事を進めさせていただきます。

次第「3 副会長の指名」を議題といたします。

知多市都市計画審議会条例第4条第3項により、「副会長は委員のうちから会長が指名する」こととなっておりますので、改めて私から副会長を指名させていただきます。

副会長は、平岩資久委員をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

副会長のあいさつをお願いいたします。

【副会長】

ただいま副会長にご指名いただきました、平岩資久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。

ここで、市長は、他の公務のため、退席しますのでよろしくお願いいたします。

(市長退席)

【議長】

それでは、みなさまのお手元の次第に沿って「4 審議」に入らせていただきます。

議案第1号「知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）」について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第1号「知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）」についてご説明いたします。

右肩番号【1-1】をご覧ください。

今回の都市計画の変更内容は、都市計画生産緑地地区を面積約10.7ヘクタールに変更するもので、変更理由は、「市街化区域に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果が、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、生産緑地地区としての要件を欠くもの及び隣接する団地に追加したものについて、一部区域を変更するものである。」としています。

詳細について以下の資料でご説明させていただきます。

右肩番号【1-2】の資料をご覧ください。

はじめに生産緑地地区の概要についてご説明いたします。

「1生産緑地地区」について、（1）生産緑地とは、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に伴う緑地機能に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的としております。

次に（2）生産緑地地区の指定要件は、現に農林漁業の用に供されている農地等であって、次の3つの要件をすべて満たす必要があります。

1つ目は、アの「公害や災害を防止したり、都市の環境の確保に効用があつて、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。」2つ目は、イの「面積が一団で500平方メートル以上であること。」3つ目は、ウの「農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。」です。

次に、（3）生産緑地地区内における行為の制限ですが、生産緑地地区内は、農地等として管理することを義務づけられておりますので、建築物等の建築や土地の形質の変更などは、原則としてできません。

次に、（4）生産緑地地区の指定解除要件ですが、まず生産緑地地区の所有者から、買取申出申請をしていただく必要があります。この買取申出の手続きを申請するには、三つの要件のうちどれか一つに該当する必要があります。一つ目が、主たる従事者の方が亡くなる、二つ目が、主たる従事者の方が故障される、三つ目が、生産緑地地区の指定の告示日から起算して30年を経過することです。知多市では平成4年12月4日に生産緑地地区の指定を行っているため、30年経過日は令和4年12月4日です。この日を申出基準日

といいます。申出基準日が到来した特定生産緑地に指定していない生産緑地地区につきましては、買取申出が可能な状態になります。

特定生産緑地とは、生産緑地地区の申出基準日を迎える前に、買取申出ができる期限を10年延長する制度です。特定生産緑地につきましては、令和14年12月4日以降から買取申出が可能になります。

買取申出を申請していただくと、提出の日から1か月以内に市と愛知県で公共用地として利用するか検討し、利用しない場合は農業委員会事務局に依頼し、農家の方に斡旋していただき、そこでも買取り希望者がおらず、買取申出の日から起算して、3か月以内の所有権移転がされない場合に行為の制限解除となります。

以上が生産緑地地区に関する概要です。

続きまして、今回の変更内容についてご説明いたします。

右肩番号【1-3】の資料をご覧ください。

今回は、9団地で10件の変更があります。

表の一番右側、備考の列に図面番号が記載してありますので、説明に合わせてご覧ください。

また、右肩番号【1-4】の資料は、知多市全図に今回変更する生産緑地の位置を示していますので、こちらも参考にしてください。

表の一番上、一団地番号「2-4」は、八幡地区で、申出基準日到来による買取り申出の買取り及び斡旋の不成立によるもので763平方メートルを除外するものです。これにより、残りの面積が446平方メートルとなり、一団地を形成する条件である500平方メートルを切ってしまうため、残りの446平方メートルの部分を一団地番号「2-4」から除外し、1行下の一団地番号「2-5」に追加するものです。その他、一団地番号「2-37」から「16-6」までの7団地は、全て申出基準日到来による買取り申出の買取り及び斡旋の不成立により各団地の一部又は全部を除外するものです。

右肩番号【1-2】の資料に戻っていただきまして、「3生産緑地地区指定状況表(令和6年12月予定)」をご覧ください。除外面積は合計8,517.52平方メートルで、解除する団地数は5団地、解除される筆数は28筆となります。変更後の生産緑地地区面積は10.7ヘクタール、一団の数は84団地、筆数は283筆となります。

次に右肩番号【1-8】の資料右側の手続きフロー図の下段、「都市計画の変更手続き」をご覧ください。まず、市は都市計画変更案の作成を行い、内容について県と事前協議をしたのち、変更案の公告縦覧を2週間行います。現在は、その次の「市都市計画審議会」の段階でございまして、本審議会の可決を受けて、再度県と協議を行い、令和6年12月頃の告示を予定しております。

最後に、本日、お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。本案件につきましては、9月3日から9月

17日まで都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしましたが、縦覧者、意見書の提出とにもごさいませんでした。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【委員3】

生産緑地は、申請すれば新たに指定が認められるものなのでしょうか。

【事務局】

知多市では平成4年12月の当初指定以来、生産緑地地区の追加指定はしていません。本市では、人口減少・少子高齢化が進む中、知多市立地適正化計画を策定し、市街化区域内の人口密度の維持を進めています。こういった状況の中、「都市のコンパクト化」を優先させるため、新たな生産緑地地区の指定は基本的に考えておりません。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第1号「知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

（挙手）

【議長】

ありがとうございます。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について愛知県より説明をお願いします。

【愛知県】

愛知県知多建設事務所建築課の千賀でございます。

議案第2号「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」ご説明いたします。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを、ご審議いただくものです。

初めに、建築基準法第51条についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料右肩番号【2-2】をご覧ください。

建築基準法第51条の条文でございます。読み上げさせていただきます。

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。となっております。

条文の6行目のかっこの中にありますとおり、「その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会」の議を経た上で許可することになっておりますので、今回、知多市都市計画審議会にお諮りするものです。

次に、お諮りする事業概要についてご説明いたします。

右肩番号【2-3】をご覧ください。

申請者は、株式会社三四四代表取締役千賀貴彦、敷地の位置は、知多市岡田字新橋2番9始め41筆、敷地面積は、16,101.87平方メートルとなっております。

申請者は平成14年から半田市において、一般廃棄物の中間処理を行っており、平成25年に常滑市に事業所を移転し、現在まで事業を行っております。現在は常滑市だけでなく、知多市から排出される一般廃棄物の処理も行っており、近年、再生可能な廃棄物の処理量が増加していることから、新たに一般廃棄物の処理施設を計画するものです。

次に右肩番号【2-4】をご覧ください。

建築物は、新設が3棟で、延べ面積は751.34平方メートル、処理施設の1日の能力は、一般廃棄物の中間処理施設で29.76トンを計画しています。

本施設は一般廃棄物である紙、プラスチックの選別、破碎及び圧縮処理をする事業を行うものであり、この事業が、その他政令で定める施設であり、ごみ処理施設に該当するため、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となったものです。

次に、右肩番号【2-5】の「総括図」をご覧ください。

図面中央の赤丸で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置で、知多市役所より南東へ約3.2キ

ロメートルのところになります。当該敷地は市街化調整区域に位置し、その周辺も同様となっております。

次に、右肩番号【2-6】の「付近状況図」をご覧ください。

建設地は、図面の中央の赤い斜線で示した部分です。その周辺の状況は、南側は県道大府常滑線に接しており、東側は市道八幡岡田線に接しております。北側及び東側は農地となっております。建設地周辺の建築物は、南側に県道大府常滑線を挟んで住宅及びその他となっております。

次に、右肩番号【2-7】の「計画図」をご覧ください。

この図面は、敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが廃棄物処理装置を設置する建築物、紫破線で囲まれたものが廃棄物処理装置である選別・圧縮施設及び破碎機です。また、凡例にはございませんが、黒一点鎖線で囲まれたものが廃棄物保管場所です。敷地への車両出入口は、黒い三角印で示しております。敷地の外周には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めています。また、従業員用の駐車場を敷地内に確保し、運搬車両の駐車場も敷地内に確保しており、周辺への影響が少なくなるよう計画をしております。

排水につきまして、汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水とともに図面左上の道路内に新設される雨水管へ放流します。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動等において、すべて環境保全目標を満足しています。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

【議長】

ただいま、愛知県から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【委員4】

周辺の住民や土地の所有者、または地元へ事前に説明を行ったのでしょうか。

【愛知県】

敷地から30メートル以内の土地の所有者に対して、事業者から説明を行い、了承をいただいております。また、自治会との協議の上、事業計画の説明や意見募集、その回答結果について、回覧により周知をしております。希望者に対しては、常滑事業所にて見学会を行っております。

【議長】

他にご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

1点私から質問いたします。

プラント棟鉄骨造一部膜構造というのはテントのような構造なのでしょうか。

【愛知県】

おっしゃるとおり、鉄骨を骨組みにしたテントのような構造になります。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員5】

周辺が緑地で囲まれており、道路との接点が市道八幡岡田線のみですが、火災が起こった時に対応できるように消火栓等はあるのでしょうか。

【愛知県】

消火栓は設ける計画です。県道大府常滑線付近に消防水利を設け、そこから全体を包括する形で設置するよう消防と協議を行っている聞いております。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第2号「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」について、都市計画上支障ないものと認めることに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

(挙手)

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、都市計画上支障ないものと認められました。

以上ですべての議案の審議が終了いたしましたので、事務局が答申案をお配りいたします。しばらくお待ちください。

(事務局 答申案配布)

【議長】

ただいま、事務局が答申案を配布いたしましたとおり、議案第1号につきましては、「原案のとおり可決」、議案第2号につきましては、「都市計画上支障ないものと認める」ということで、委員を代表いたしまして会長の私から、後日市長と愛知県知事に答申いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で審議については、終了させていただきます。

続きまして、次第「5 その他」に移ります。

【事務局】

事務局より、報告事項が2点ございます。

まず、1点目が、「知多市立地適正化計画の変更について」でございます。

右肩番号【3-1】の資料をご覧ください。

初めに、立地適正化計画の概要を説明いたします。

今後人口減少や少子高齢化によって、拡散した市街地のまま人口が減少し、低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の維持が、将来困難になりかねないことが懸念されています。こうした背景を踏まえ、コンパクトな都市構造の形成に取り組むため、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

本市においても、「知多市立地適正化計画」を令和3年3月に策定・公表し、その後、策定時に市街化調整区域であった「緑町北部地区」を市街化編入したため、令和4年3月に「緑町北部地区」を居住誘導区域及び都市機能誘導区域するために第1回変更を行いました。

立地適正化計画の区域内では、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、都市機能誘導区域内において、立地を誘導すべき都市機能増進施設を定め、国の補助事業等を活用しながら、誘導施策に取り組むことにより、持続可能な都市の形成を目指します。

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

都市機能誘導区域とは、医療福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、各種サービスの効率的な提供が図られる区域です。

左下の図面の赤枠で囲われた区域が「居住誘導区域」で、本市では、臨海部の工業専用地域と新南地区の工業地域以外の市街化区域内を「居住誘導区域」として定めています。また、青枠で囲われた区域が「都市機能誘導区域」で、本市では、都市拠点や副次的都市拠点の周辺である「朝倉駅周辺地区」、「つつじが丘・七五三山地区」、「巽ヶ丘駅周辺地区」、「新舞子駅周辺地区」の4地区を「都市機能誘導区域」として定めております。

資料右側のページをご覧ください。

今回の変更の目的ですが、本市には、215箇所の土砂災害警戒区域が指定されています。愛知県ではこれらの区域において、住民の生命を保護するため土砂災害対策事業を進めています。

本市においても愛知県が同事業を進めておりますが、より同事業の進捗を図るため、国の補助制度である「まちづくり連携砂防事業」を活用できるよう、立地適正化計画の変更を行いました。

次に、変更内容についてです。今回変更をしたのは次の2点です。

1つ目は、防災指針の追加です。

右肩番号【3-5】をご覧ください。

こちらは、知多市立地適正化計画の163ページ、「第7章防災指針 2 リスク分析・評価と防災対策 (1) 土砂災害」の抜粋ですが、これまでは、資料右側の「変更前」のとおり防災対策の施策として、「施設整備」の「急傾斜地崩壊対策事業」と、「警戒避難対策」の「知多市土砂災害ハザードマップの配布・周知」と、「土地利用建築対策」の「宅地の盛土対策工事の検討」の3つの施策を記載していましたが、資料左側の「変更後」をご覧ください。

「警戒避難対策」に「移転勧告の活用」として、「土砂災害防止法第26条に基づく移転等の勧告により、土砂災害警戒区域等から災害リスクの低い居住誘導区域へ移転等を促し、災害リスクの低減及び回避を図ります。」と追加しました。土砂災害防止法第26条では、「都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。」と定められており、この制度の活用を追加したものです。

2つ目は、居住誘導区域の設定の追加です。

右肩番号【3-2】から【3-4】をご覧ください。

こちらは、知多市立地適正化計画の103ページ、「第4章居住誘導区域の設定」の抜粋ですが、これまでは、土砂災害特別警戒区域などのいわゆる災害レッドゾーンは居住誘導区域に含まないこととしていましたが、土砂災害特別警戒区域等において、対策工事の実施等により、安全性が確保された箇所は居住誘導区域に含めることとしたものです。

以上の2点について、変更を行いました。

右肩番号【3-1】の右下、「変更の流れ」をご覧ください。6月から本市で変更案を作成し、7月から10月にかけて愛知県砂防課や都市計画課、国土交通省と変更内容について協議を行い、11月1日付けで計画の変更及び公表を行いました。

なお、本来であれば、立地適正化計画を策定・変更する場合は、公聴会や都市計画審議会において意見を聞くこととなっていますが、今回の変更は、都市再生特別措置法施行規則第31条に基づく軽微な変更該当するため、公聴会の開催及び都市計画審議会への諮問を省略し、本日、都市計画審議会において変更の報告をさせていただいたものです。

以上で、報告事項「知多市立地適正化計画の変更について」を終わらせていただきます。

続きまして2点目、「大規模災害時における都市計画審議会の臨時招集について」でございますが、右肩番号【4-1】の資料をご覧ください。

昨今、東海エリアでは、南海トラフにおいて、想定外の被害をもたらす連動型の巨大地震の発生が懸念

されております。本市におきましても、強い揺れによる建物の倒壊、市街地における大規模火災の発生、緊急輸送路となる交通網の分断などの被害が発生する恐れがございます。

大規模災害時の混乱に対応し、早期にまちを復興するためには、都市計画による復興市街地整備計画や、道路・公園等の都市施設の都市計画決定により、復興の方針を市民に示すことが有効と考えられますが、そのためには、都市計画審議会における審議および議決が必要となります。

従いまして、発災後、審議会を開催する態勢が整った段階で、委員のみなさまを招集させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

一方、大地震等の発生直後には、市民生活への大きな混乱が予想され、本審議会の招集も困難になるものと思われまます。

知多市都市計画審議会条例第5条3項では、「審議会は、委員および議事に関係のある臨時議員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。」とされております。市といたしましても、臨時の審議会の開催場所、委員のみなさまへの通知の方法等を検討してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、報告事項「大規模災害時における都市計画審議会の臨時招集について」を終わります。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に、質問はないようですので、これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日は、ご熱心なご審議と進行へのご協力をいただきまして、ありがとうございました。

終わりに、事務局、何かございますか。

【事務局（都市計画課長）】

事務局から一言、お礼を申し上げます。竹内会長におかれましては、長時間に渡り、議事の進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、熱心なご審議ありがとうございました。

今後の本市、都市計画につきましても、皆様方のご支援をお願いしまして、本日の会議を終了させていただきます。長時間に渡り、どうもありがとうございました。